

広島教育が異常になった背景 ④

～ 3 人の校長の連続自殺と主任制粉碎闘争 ～

広島ではこれまで多数の校長や教員の自殺がありました。前号(46号)では昭和49年から52年までの間に6人もの教諭や指導主事が自殺、あるいは失踪したことを紹介しました。6人もの教員らが次々と自殺、あるいは失踪するというのは極めて異常なことです。しかし校長・教員らの自殺はこれにとどまりません。昭和56年には、わずか3ヶ月の間に3人もの校長が相次いで自殺するということがおこっています。なぜ校長らは自殺したのでしょうか？今回は校長らが自殺した昭和56年当時の公教育現場がどのような状態になっていたのか、その様子をお伝えしましょう。

相次いで自殺した3人の校長、その1人目は福山市立桜丘小学校 藤井校長(54才)で、昭和56年1月29日、包丁で頸動脈を切って自殺します。(本誌15号に詳細を掲載しています)「激務で疲れる」とこぼしていました。

2人目は、豊田郡本郷町北方小学校 平野校長(52才)で56年1月31日、カッターナイフで頸動脈を切って自殺します。

3人目は、佐伯郡廿日市町宮内小学校 栗木校長(55才)で、56年4月9日、校内の宿直室で首を吊って自殺します。(平野校長と栗木校長の自殺にいたる詳細は本誌16号に掲載)

1月末から4月初めまでのわずか3ヶ月の間に、3人もの校長の相次ぐ自殺は大きな衝撃を与えました。一体何があったのでしょうか。

主任制粉碎闘争の始まり

昭和50年12月、文部省は「主任」を制度化します。これに対して日教組や解同、地区労などが共闘して主任制反対の大闘争を展開します。

「主任制度」とは、校長の指導と責任の下に生き生きとした教育活動を組織的に展開できるよう、教務主任・学年主任・生徒指導主任など、校務を分担し、管理や指導に必要な職制を確立するために設けられたものです。

昭和33年からの勤務評定阻止闘争で広高教組や広教組は、職員団体を労働組合へと質的に転換しました。勤評体制を打破するために職場体制を強化し、権力と対峙していくことのできる「闘う」存在となっていました。昭和42年の「府中事件」「尾道アンケート」事件はさらに階級意識を高めました。

主任制に関して、広高教組が編集発行している「たたかう広高教組」には「主任制闘争と『権力と対峙できる学校態勢』の確立」という章が設けられています。そこには主任制度をどうとらえているか、主任制度の阻止闘争をどのように闘い、どのようにして学校を権力と対峙できる態勢に確立していったかが詳しく書かれています。

主任制度をどうとらえているのでしょうか。

「(主任の制度化は)一口に言えば、独占資本が要求する教育＝搾取や収奪に疑問を抱かない労働者の育成＝を貫徹するための教育政策です」

「(主任制の攻撃は主任を)行政権力の末端に位置づけし、『主任』とその組織を利用し、教職員を分裂支配しようとするものであること」

「主任制粉碎の道は、私たちをまさしく階級性をもった教育労働者へどう意識変革していくかの問題なのです。」

教組が階級闘争する団体であることがよく分かります。権力や独占資本が労働者を虐げ、分裂支配して搾取し収奪しているという階級闘争の理論を有しています。権力(行政・校長)を悪として、主任制の阻止闘争を闘う中で階級闘争し、階級意識を高めていくというねらいがあることも分かります。

主任制の阻止闘争をどのように闘ったのでしょうか。概ね次のように闘争します。

県が行う学校管理規則の改正阻止。ストライキを繰り返し行う中で校長や教委に団交し屈服させる。校長に主任の任命・報告をさせない命免・報告阻止闘争を行う。校長から主任制を実施しないよう県教委に要望する「要望書」を県教委に出させるため校長に対する団交の強化。「主任を命免しない」という確認書の獲得闘争。

「権力と対峙できる学校態勢」とはどんな態勢の学校なのでしょうか。

主任のいない新校務分掌(校務を分担すること)をつくる。職員会議を最高議決機関化する。主任を命免できないようにする「規定」「協定」「覚え書」の獲得。主任制度を形骸化する「協定書」を校長と締結する。

これらの闘争によって校内態勢、校務分掌は校長の意思が全く通らないものとなってしまいます。具体的に闘争がどのように行われたのか、闘争の様子をこの後に記します。

違法ストを背景にした力による団交

昭和50年10月、文部省が主任制度の構想を発表します。次いで、文部省は12月、学校教育法施行規則(文部省令)を改正し、翌51年3月1日から主任制度を施行することを決定します。これを受けて各都道府県では、県の学校管理規則を改正し、市町村教委は県が示した準則を元にしてそれぞれ管理規則を改正し、施行日までに主任制を「制度化」し実施する予定でした。

しかしこれに対して日教組は組織をあげて阻止闘争を展開します。日教組は全国戦術会議を開催し、ストライキ闘争を中心とした「主任制粉碎」の闘争を決定します。50年11月臨時大会を招集し主任制粉碎の「非常事態宣言」を発します。

広高教組も全国戦術会議の決定を受けて、「中間管理職としての部長・主任を断固排除する闘い」を拡大委員会で全会一致で可決します。広高教組は広教組と共闘して校長と各地教委に対して団交を仕掛けます。各学校の組合分会の役員や教職員らが当該校の校長に団交し、学校現場で闘争を展開します。分会のあるあらゆる学校で学校現場が団交の場と化す闘争を展開します。それとともに県教委・地教委(市町村の教育委員会)に対して連日、組合員を大量動員して団交します。

昭和50年12月10日、日教組は半日ストを指令し、広教組・広高教組もこれらと連帯してストライキ闘争に突入します。(もちろんスト闘争は違法行為であり、後に4257人、違法ストをしたとして処分されます)

12月18日、日教組とこれを支援する各種労働団体や運動団体が「主任制反対の全国総決起大会」を東京日比谷の野外音楽堂で約1万1000人の動員者を集めて氣勢をあげます。

翌19日、広島でも広教協(広教組と広高教組でつくる協議体)の組合員らを中心に1000人が「主任制度化反対抗議集会」を広島県庁前広場で開き、集会後デモ行進を行い市民にビラを撒いてアピールします。

教組は51年3月1日に主任制の学校教育法施行規則が施行されるのを阻止するため、2月中旬を対県闘争の山場として闘争態勢をつくりあげていきます。広教組と広高教組は広教協の名で県教委と県知事に対し、「広教協との合意なしに制度化しない」、「主任制度化のための管理規則の改正は行わない」、「市町村教委に対して主任制度化のための管理規則の改正を行う指導は行わない」という「要求書」を提出します。これと同時に各学校分会が当該の校長に対して団交し、主任制度化のための管理規則改正に反対する「反対意見書」を校長に書かせ、各地教委に提出させます。さらに教組支部は各地教委に対して団交し、校長に対して要求したのと同様に、「主任制反対の意思表明をすること」、「教組と徹底した話し合いをする」要望を県教委に上げさせる闘争を強化して展開します。

2月26日、広教協は約2000名の組合員を動員し、力を背景に県教委との団交を行います。3月1日の実施を阻止する闘争です。広教協の激しい追及に木下県教育長は立ち往生し、返答もできず、団交はたびたび中断します。結局、教育長に「組合とコンセンサスを得る努力をする」と、3月1日学校教育法施行規則実施を断念する意向を表明させました。2000人という組織を背景にした力による闘争によって阻止させたのです。

昭和51年3月1日、学校教育法施行規則が施行されます。

これに抗議してストを背景にした力による団交を行います。日教組は主任手当導入阻止を中心に、3月9日、全国統一の2時間ストライキを打ちます。広教組・広高教組もこれに呼応してストに突入します。広教組は組合員の66%にあたる6740名が抗議集会に結集し主任制度発足阻止に決起します。

3月31日、文部省令の施行を受けて県教委は「学校管理規則」を改正し、4月2日公布、5月1日施行を決定します。しかし広教協らはこれを阻止しようと、約1000名からなる組合員による交渉団を組織して県教委を包囲し、県庁ロビー階段、廊下に座り込みます。「組合とコンセンサスを得る努力をする」との2月26日の県教育長の発言を盾にして3月31日から4月2日まで徹夜を含む団交を行います。

広教協による県教委への阻止闘争は激しく、4月6日―8日の3日間、15日・16日の2日間、28日・29日の2日間、2波にわたるストライキを背景に1万名の組合員を動員して徹夜を含む団交を敢行します。8日の団交の際には広教協は1000名を動員し「県庁前広場を揺るがせた」と記録しています。28日の団交は26時間にもおよぶ徹底した闘争を行ったと記しています。その結果、県教委から「確認書」を獲得することに成功します。県教委が出した「確認書」は組合が阻止闘争を行うにあたって極めて有利になるものでした。

「これらの一連の『確認』を県段階で取り付けたことは、次に展開される地教委段階のたたかいに、きわめて有利な条件を付与したことになり、闘いを激励し、地域共闘の盛り上げに一定の確信を持たせた意義は大きい。これはまさに『勤評闘争』をしのぐ偉業といっても過言ではない」(広教組40年誌)

解同県連による阻止闘争

主任制度の導入に対して解同広島県連も反対闘争を展開します。県連は「主任制導入は 33 年の勤務評定以来の、教師に対する差別分断政策である」として、昭和 51 年 1 月 10 日、主任制度導入粉砕を執行委員会で決定します。県連は 1 月 20 日、県教委に主任制反対の抗議をするとともに「同和教育推進の立場から断固たる態度をもって文部省に対し厳重なる抗議を行え」と要求します。県連はこの後、広教組・広高教組を全面的に支持して闘います。

県連は 2 月 15 日の執行委員会で、主任制導入反対の闘争方針を決め、各支部に指示します。

- ① 広教組・広高教組と各支部が主任制をめぐる学習会を開き、主任制導入反対の意識統一を図る。
- ② 各教師から反対署名をとる反対署名運動を展開する。
- ③ 署名を元に広教組・広高教組と連携を密にする中で、「校長―地教委―各教育事務所」の順序で団交し、主任制度阻止をしていく。

県教委が準則を変え主任制を実施しようにも、多数の教職員から反対署名を取り、地教委からは「実施できない」旨の確認書をとってまわりから包囲し、主任制導入が不可能な状況を作り上げるという戦術です。

県連は 2 月 21 日、県連側 200 人を結集して「主任制阻止」のため県教委と団交し、阻止闘争を展開します。同時に各地教委への団交も開始します。広教協と共闘し、全市町村教委に対する団交を強化し、主任制度の実施を困難にする「確認書」や「覚え書」を獲得していきます。府中市と福山市への団交では、市教育長から「同和教育を疎外する場合は実施しない。このことを県教委へ強く要望する」という「確認書」をとります。府中市と 2 月 25 日に行った団交では「主任制が同和教育に矛盾しないことを、県教委が説明しない限り実施しません」という確認書もとります。

2 月 27 日、福山市との団交では市教育長に「主任制度が同和教育と矛盾しないことを部落解放同盟に説明されていない状況では実施できません。」旨の「確認書」を獲得します。

これで県教育長が解同との団交に応じ、主任制度が同和教育に矛盾しないことを説明して解同県連を納得させる以外実施が不可能な状況をつくりました。

県教委は市町村教委の主任に関する準則を改正し 5 月 1 日から施行する目標で各市町村を指導していましたが、県連は、他の市町村に対しても次々と主任制度阻止闘争を行い、4 月 16 日、府中市教委が「県教委が同和教育と矛盾しないと説明しないので、すぐに実施に踏み切る意思はない」と、6 ヶ月延期を表明します。その後三原市教委、安浦町教委、新市町教委、三良坂町教委、尾道市教委と続々、主任制度を「実施しない」「延期」を表明します

解放新聞県版 268 号によると、51 年 6 月末までに県内 87 市町村のうち 51 市町村教委が「主任制が同和教育を疎外する場合は実施しない」旨の「確認書」を提出し、規則の改正をしないことを県連に約束している他、84 校の県立高校の校長全員が「主任を任命しない」と言明していることを明らかにしています。下から中央を包囲する戦術です。

階級闘争する広同教・高同教

広同教(広島県同和教育研究協議会)も 2 月 18 日、県教委が主任の制度化を断念し、文部省に対して申し入れることを要求する「見解」を発表します。

「主任制は同和教育を破壊し、民主教育の達成を阻害するものであり、ひいては部落解放運動の前

進を阻む許すことのできない問題」というものです。主任制度を阻止するために持ち出したのが「同和教育」です。広島では「同和教育を破壊する」「差別だ」というのを反対の理由を持ち出だされて教育正常化を阻まれてきました。

高校の教職員らで組織する県高同教も2月27日、抗議声明を発します。県高同教の元に呉、福山、三次、尾道、広島の5地区で組織している地区高同教も同様に抗議声明を発表します。広同教も高同教も各校の校長をはじめ全教職員で組織しています。広同教の下部組織、各市町単位で組織した市町同教は市町教委も参加しています。同教の活動費は県や市町の公費からの補助金でまかなわれています。校長や教職員らで組織した同教が、法令(文部省令:学校教育法施行規則)によって制度化した「主任制度」に反対し、県教委に抗議するというまったく信じがたい行為が行われたのです。同教組織はすでに研究団体ではなく、階級闘争する団体と化してしまいました。

主任が任命できない学校組織へ

広高教組は昭和51年12月から翌52年にかけて学校現場で第1次から第6次にわたって職場闘争を行います。学校現場に「主任制を導入させない」として校長から「確認書」などを獲得する闘争をするのですが、これによって現場での団交が常態化し、校長から権限を奪い、組合による学校支配がますます進む結果となります。組合員によって人事を決め、校務分掌の決定・運営を行います。これを「職場の民主化闘争」「民主的な職場づくり」という名で行っています。

部主任や学年主任というのは以前からありましたが、勤評闘争(昭和33年)、府中事件・尾道アンケート事件(昭和43年)の闘争を経て、多くの学校では部主任や学年主任は、職員会議を構成する教職員全員による投票によって選ぶようになりました。階級闘争の意識が高まった組合員らによって校長が任命する権限を奪い、組合支配を強めたのです。組合はこれを「公選制」とよんでいます。個々の教員が所属する学年や分掌、クラブ活動の顧問などの決定は、本人の希望を聴取して「人事委員会」が原案を作成して職員会議に提案し、承認を得て決定していました。校長や教頭の人事案は排除し、本人の希望を優先します。「人事委員会」の人選も教職員による投票で選出していました。職員会議は職場の大多数を組合員が占めているため、ほぼ組合の意向で物事が決められていました。既に学校現場は組合管理が行われていたのです。

そういう状況下の中、文部省が中教審の答申に応じて昭和50年12月、主任制度を打ち出し、校長の指導と責任の下に教育活動を組織的に展開できるよう校務を分担し管理や指導に必要な職制を確立しようと設けたのが主任制度だったのです。

それに対して教職員組合は、主任制を阻止し学校現場に主任が入ることができないよう、それまでの学校組織を解体します。これまで主任は学校分会を中心に組合員が多数を占める教職員らによって決めていましたが、教職員らで決めていたその部長・主任でさえもなくそうとします。職場会(組合員らの会議)で部長・主任の返上を決め、その上で職員会議で返上します。さらに教務主任・生徒指導主任・学年主任などそれぞれ主任の下に係を配置していましたがその組織を解体し、主任が存在しない、校長が主任を任命しようにも任命することができないような新しい組織を作り上げます。

昭和51年、主任制度が「省令化」されると12月、教組は連日県教委への団交を敢行します。同時に学校現場で職場闘争を激しく展開します。こうして主任制度が施行できないよう学校現場は団交の嵐が吹き荒れます。学校に団交が持ち込まれ、校長は多数の組合員らに詰め寄られ、「主任制度に反対す

る」意見書を書いて地教委に提出するまで激しく要求され続けます

51年5月1日に県教委が学校教育法施行規則の施行を行う意向を打ち出すとこれを阻止しようと、4月末、各分会の教職員が当該校の校長と団交し、「分会との合意が得られるまで主任を命免しません」という校長確認書の獲得闘争を繰り広げます。校長確認書は85校の県立高校、全分会で獲得に成功します。

これらの確認書をもとに広教協は4月28・29日、県教委と団交し、組合が阻止闘争を行うにあたって有利になる「確認書」を獲得し、5月1日から施行予定だった主任制度の施行日の凍結を勝ち取ります。

さらに広教協は5月10日から13日にかけて連日、県教委へ団交を敢行し「確認書」を獲得した他、広教組、広高教組の各支部、解同、地域団体と共闘を組み、全市町村教委と団交するよう指令します。この指令に基づいて広教協の各地部支区は、先に記したように多くの地教委(51市町村教委)から「確認書・覚え書」を獲得します。広教協の各地区支部による団交によって地教委はねじ伏せられたのです。

校長に主任の任命をさせない「実績報告阻止闘争」

県教委は7月5日、主任に関する県学校管理規則を改正します。県教委はそれをもとに

- ① 主任の命免を実施要領に従ってすみやかに言い、7月20日までに報告を行うこと。
- ② 町村教委の規則をすみやかに規則化すること。」

を決め、関係する各方面に指示するとともに広教協にもその旨を通告します。

管理規則が改正されたということは「主任制度」が法令に明記され、「命免・報告」に法的拘束力を有したということです。

県教委から通告を受けた広教協は、教育長に抗議文を渡して対決姿勢を明らかにします。広高教組は全分会に対して職場闘争を強化して、命免阻止の行動を構築するよう「指令」を出します。

指令を受けた広高教組の分会は、全教職員で「決意書」に署名し、第4次職場闘争(4月末)で校長から獲得した「確認書」=「分会との合意が得られるまで主任を命免しません」旨の再確認を全分会で要求します。しかし校長らは容易に再確認に応じません。応じれば管理規則に違反するからです。法に従うのは当然です。まして公務員は法に忠実に従って行政を執行しなければなりません。県教委から7月5日の「実施要領による主任の命免と報告」の通達を受けた校長らは、期限とされた7月20日までに主任を任命しようと努力します。

しかし各学校の分会は、校長が主任を任命することを阻止するため、職場闘争を強化し、校長に「主任を任命させないたたかい」を挑みます。

「主任制は教育現場には馴染まない」との理由を展開し、校長室に全員がなだれ込んで、校長に「確認書」を書くこと、県教委からの通達を返上するよう強く迫ります。違法行為の要求です。学校現場で闘争を展開し、学校を「労使対決の場」「団交の場」「階級闘争の場」にします。「校長の任命権を奪い教職員らが支配する主任のいない学校運営」、「闘争を通して階級意識をもった教育労働者に変革」していくという「革命理論の実践」の場となりました。校長が校長室に居座る組合員らに対して退去することと授業に行くことを職務命令を出して求めると、組合員らは「もし職務命令であるなら、文書で出せ」と退去に応じず、校長室に座り込みを続けます。

組合員らによる校長への阻止闘争がいかに激しかったか? 「広高教組40年誌」をもとに紹介しま

す。主任制粉碎闘争により、学校現場で校長がいかにもひどい状況におかれていたかがよく分かります。

「顧みるに、7月20日前後における職場闘争は極めて熾烈であった。校長室に雪崩れこんだ職員を前にして蒼白な顔をした校長はふるえ声で自己の立場を釈明し、怒りを和らげてくれるよう哀願する姿が多くの学校で見られた。」

7月5日～20日というのは、学校現場では1学期末で、期末試験を目前にした極めて多忙な時ですが、広高教組分会の教職員達は、

「主任制を学校に入れることは民主教育の否定につながるとして全組合員は一丸となって闘い続けます。」

組合による校長への熾烈な闘争は他にも、「校長と口をきかない」、「校長を生徒の前に出させない」、「職員朝会・職員会に校長を出席させない」など、校長の人格・存在を否定する極めて不適切な仕打ちを行います。人としてどうなのでしょう。

「教育行政の末端に位置づき、県教委の言動に追従する校長はもはや教育を語る資格なしとして、校長と口をきく教職員はなく、教育者として認めない、そして1学期の終業式では生徒の前に校長を登場させない、強引に生徒に話をするというのであれば全体の終業式を実施せず、各 HR 担任の指導の下で行う学校が続出した。」

校長が終業式で生徒の前に出ることができない、終業式の実施・不実施を教員らが決め、校長が決定できないという、極めて異常な状況です。校長権限が教職員らに奪われていた、このような『学校が続出した』というのですから、この頃すでに多くの学校は組合管理されていたとみてよいでしょう。

組合による熾烈な闘争によって主任の命免に窮した校長は、「校内放送で命免者を発表したり、職員室・校長室のドアや廊下に命免者の名前を記入した紙を貼り出したり」など通常では考えられない、悲痛な手段方法で主任を命免します。「広高教組40年誌」には

「県教委から厳しい職命を受けた各校長は、夏季休暇を迎える直前、確認書を見捨てた校長の背信行為に激しい非難を向け、怒りに燃えている教職員集団と正式の会議を持つことを恐れ、マイク放送、教務室の一覧表の貼りだし、個人への郵送等々でその場をすませた。そしてそれでもって『主任を命免』したとし、県教委へ『報告』を終えている校長が多かった。」

とその様子を書いています。「確認書」を見捨てたとしても、この方がむしろ当然です。「主任を任命しない」という確認書を組合に書き、その通り実行することは「違法」であり、組合がいうような「背信行為」でも何でもありません。しかし、学校現場で圧倒的多数を占める教職員から怒りに燃える激しい非難を受けた校長は、「不信の目で見られ」、「一層の孤立感を深め、ノイローゼと称して学校を欠勤する校長も少なからずあった。」のです。

県教委が主任の命免報告の提出期限とした7月20日、どのくらいの学校の校長が主任を任命し報告したのでしょうか。県教委の発表によるとわずか20校でした。

違法な確認書を書くよう要求しながら、それを破棄しようとする約束を破った「背信行為」だと激しく非難する。全く理不尽な行為です。しかしこの闘争によって校長は追い込まれたのです。

主任が任命された学校では、分会が職場会議(組合会議)を開き、校長から主任に任命された教員を全く関連のない係にして主任が主任として実働できないように職場会議で決めます。

「主任が命免された学校では、組合員は夏季休暇中ではあったが、急遽主任に命免された教員を該当の係から外して関連のない係に位置づけ、それを職場会議で承認したのち2学期の職員会議で決

定した。職員会議で校長の激しい反対があったが、不信の眼で見ている教職員は校長発言を一発言として捉え、管理職を除く全員の賛成で職場会議の承認を可決したのであった。」

校長が主任を任命したという県教委への実績報告は、8月中旬に県立高校82校すべてで報告がなされました。しかし、その実績報告というのは、「主任としての業務を遂行していない職員を主任としてあたかも実働したかの如く報告した」ものであって、いわば虚偽の報告でした。上述のように、校長が主任を任命しても組合員らが職場会議でその教員を任命された主任の職務と全く関係のない係にしてみましたのです。

一方、「7月20日までに市町村教委の規則を改正せよ」との通達に対しても広教協は全市町村教委に対しての闘争を強化します。解同や地区労と共闘して団交を行います。その結果、7月20日までに規則化したのは20市町村教委にとどまりました。

主任手当抛出闘争の始まり

主任手当制度が始まります。昭和52年12月21日、国会で主任制度に関わる法案が成立します。翌53年1月6日、官報で、主任に1日につき200円の額を支給する「主任手当制度」を告示します。

1月12日、これに対して日教組全国戦術会議は、①任命主任、職場命令を許さぬ体制の確立を貫く。②主任に任命された当該組合員が主任手当を分会を通して組合に抛出する。という戦術を決めます。主任手当抛出闘争です。

県教委は53年4月1日からの実施に向けて3月28日に教育委員会を開き決定する予定でしたが、これに広教協が阻止闘争を行います。どんなに激しい阻止闘争だったか、「広教組40年史」に記録されているのをもとに紹介しましょう。

3月27日、県教委のある県庁2階ロビーに約300名の組合員らが詰めかけ、団交を要求します。13時から始まった団交は21時までの約8時間に及びました。団交会場前の廊下を約100名の組合員らが結集し、会場の中も外も組合員で埋め尽くしました。教育委員会と組合の要求はかみ合わず、結局教育長、知事名で退去命令を出します。組合の激しい抗議行動に遂に機動隊まで要請されました。

翌3月28日、12時から始まった団交でも約300名の組合員を動員して行います。執行部を先頭に教委前の廊下まで力で突破し、なだれ込んで動員団が座り込みます。自主警備する県の事務職員らと激しいもみ合いになりますが、シュプレを繰り返す約300名の動員団が廊下をびっしり埋め尽くします。結局この日も16時過ぎ退去命令が出され、機動隊によって5・6名の組合員らが強制排除されています。

主任手当の支給実施はこのような狂気の状況の中、28日の教育委員会で午後7時過ぎ、やっと議決されました。

広教組と広高教組は主任制粉碎闘争を違法ストライキを繰り返しながら闘争します。昭和52年には4回違法ストを打ちます。4月15日(午前2時間)、6月18日、(早朝29分)、11月2日(午前2時間)、11月24日(午後2時間)。違法ストライキで現場が混乱するなかで校長や教委をねじ伏せようというものです。県はこれら違法ストに参加した教職員に対し停職を含め、戒告・訓告の処分を行います。(広教組組合員6,533名、広高教組組合員4,175名、合計10,708名)

抛出させた主任手当は年1億円

53年4月6日、県教委は主任手当支給実施に関する「通達」を発します。5月19日に主任手当支給を実施するため、「4月28日までに主任を命免、報告」するよう、地教委・校長に指示します。

これに対して広教組は4月21日、臨時中央委員会で、「主任の命免拒否闘争の徹底」をすることを決めると同時に「主任手当100%抛出の闘い」を決議します。「抛出闘争」というのは、「主任手当」を受け取りますが、主任に任命された教員は個人のものにせず組合に抛出することで、主任の業務としての正当な手当として支給しようとする県の意図を粉碎して打撃を与えようというものです。

広教組・広高教組は4月14日、4月25日と違法ストを打つとともに、阻止闘争を行います。県は違法ストに参加した広教組組合員4792名、広高教組組合員3993名、合計8785名を同様に処分を行います。

広教組・広高教組の阻止闘争というのは、主任を任命しようにも主任が存在しない学校組織をつくり、校長が主任を任命することができないようにすることです。職場闘争を強化し、校長への団交を重ね抵抗闘争を熾烈に行います。「命免阻止・実績報告阻止闘争」といいます。主任を任命しようにも「受け皿」のない学校組織を作ります。校長に対し、「校務分掌上、主任は位置づけられないから、主任の命免は不可能である」と迫って認めさせ、「職務としての主任の業務も存在しない」から主任を任命したという「実績報告は出せない」という確認書を校長からとります。学校現場を職場闘争の場として校長を追及し、「主任の命免は不可能である」と明言するまでさまざまな抵抗戦術を駆使して団交を繰り返し続けます。

県教委が主任の「命免、報告」の期限とした4月28日までに組合が「命免・報告」を阻止した分会は、広教組では856分会中、175分会にのぼりました。そのうち命免を完全に凍結したのが46分会、報告を阻止したのは129分会です。

各分会で主任の命免阻止闘争が繰り返し行われましたが、校長による任命・報告が成されていき、7月末には全校で主任の任命・報告が行われました。しかし「主任手当抛出闘争」は成果を上げ、広教組には7000万円～8000万円抛出されると、広教組40年史に書いています。一方、広高教組へ抛出された主任手当も2200万円に上ると広高教組40年誌は記しています。広教組・広高教組と合計して約1億円に上る金が公金から支出された計算になります。1億円が県の意図を粉碎する「無駄金」となったのです。この抛出闘争は今も放棄していません。少なくとも文部省是正指導があった平成10年までは、同様に、ほぼ同額の抛出が行われています。その間約20年、累計推定20億円もの公費が組合に抛出され続けます。主任手当の抛出が圧倒的に進んだ地域は、三原・福山・三次・可部です。「職場闘争」を中軸に据え、校長対決が行われた成果です。

職場闘争に為す術を失った県教委

昭和51年11月、日教組が「非常事態宣言」を発してから3年にわたり行われた「主任制粉碎」のたたかいによって、校長が主任を任命しようにも主任の「受け皿」がなく、主任が実働しようのない校内体制がつくられました。各係は主任のもとに組織された重層構造ではなく、一人一役の単層構造となりました。

- ① 広教協による「主任制粉碎闘争は極めて厳しい闘い」でした。各学校現場の組合分会は広教協の主任制粉碎闘争に呼応して、職場体制を固め、校長に団交し「確認書」獲得闘争を行います。具体的には、53年度に主任命免阻止に成功した学校は54年度も主任の命免をしない確約を校長からとりつける。

- ② 「県教委・高教組本部との間で合意が得られるまで命免報告はしない」という確認書を獲得する。
- ③ 「職務命令による学校運営はしない。」の確認書を獲得する。
- ④ 職場会議で決定した校務分掌(係制)で校務運営にあたる体制を確立する。です。

この現場での校長に対する主任制粉碎闘争がいに熾烈で激しかったか、次のように記録しています。

「一連の主任制粉碎闘争の高まりによって、校長を除いた校務運営が行われ、管理職の中には神経性胃炎で欠勤する者が現出した。」

この時既に学校は組合によって校務運営がなされ、校長は校務運営から追い出されて孤立しています。校長に対する組合員らからの長期にわたる職場闘争で校長は窮地に追い込まれ心を病み体を痛めて勤務できなくなっていたのです。

広教協は度重なる違法スト戦術と校長や教育委員会への団交を続けましたが、昭和54年、広教組と広高教組はさらに主任制の実働を阻止する「規定」「協定」「覚え書」を県教委から獲得します。当時、校長が任命する主任はまったく形骸化していて、主任手当は支給していますが、受け取る者は「手当処理係」に過ぎず、主任制はまったく実働化しませんでした。当時の県教委の実情を、広高教組は「職場闘争に為す術を失った県教委」と表しています。県教委が校長をどう指導しても学校で主任制度がまったく機能しなかったのです。

広高教組は、4月23日、高橋県教育長との団交で、『命免の時期を一定の決着がつくまで延期する』と言わしめたのである」と記録しています。激しい阻止闘争により、県教委はまさに「為す術を失って」いたのです。

続いて4月28日の団交で、県教委から2つ重大な取り決めに獲得します。1つは、「主任等の命免等に関する実施規定」に明示していた「連絡・調整・指導・助言」という主任の業務内容を抹消したことです。5月1日に公布されました。これによって主任の業務内容は「規定」上になくなってしまいました。もう1つは、先に記した「規定」「協定」「覚え書」を県教委と取り決めたことです。「規定」「協定」「覚え書」で次のようなことを県教委と教組で取り決めます。

「校長は、主任を命ずるに当たっては、職員会議の討議などを経て行うものとする」(規定第4条)

「広島県教育委員会は、主任等の命免に際して、民主的手続きを経ることを明文化する」(協定書1)

「4 主任は中間管理職ではなく、職務命令は発し得ない。」

「5 主任等の命免については、職員会議の機能を生かし、所属職員の意向を十分尊重して協議して行う。」(覚え書)

などが取り決められました。

この「規定」「協定」「覚え書」によって、校長が主任を任命するには職員会議を開いて教員の意向を尊重しなければ任命できなくなりました。つまり学校現場で多数を占める組合員のいうことをきかない限り任命できないということです。

為す術を失った県教委は、主任制度がますます実働化しないような取り決めに組合としてしまったのです。全国でも例がない取り決めです。

「協定書」にはこれとは別に、「広島県高等学校教職員組合は、主任制をめぐる命免阻止、実績阻止等の闘争を凍結する」という、広高教組が闘争を当面凍結すると取り決めた条文があります。しかし、「凍結」で正常な主任の任命ができるようになったということではありません。「規定」「協定」「覚え書」で

取り決めた内容は主任制度をまったく形骸化してしまうに十分なものでした。広高教組は、「規定」「協定」「覚え書」の獲得を次のように評価していることから分かります。

「1979年の『規定』『協定』『覚え書』を獲得したことで、本県では主任の制度に歯止めをかけたし、また主任というものが実質存在しないことを意味する点で大きな勝利といえよう」

「規定」「協定」「覚え書」が締結された昭和54年以降、主任の任命は、校長の意思で決められなくなりました。組合分会で特定した「主任手当処理係」を職員会議で決定し、それを校長が受け入れて認めなければ任命・報告できなくなったのです。

「規定」「協定」「覚え書」以降の職場闘争

「校長は、主任を命ずるに当たっては、職員会議の討議などを経て行うものとする」と規定した県管理規則（県立高等学校等管理規則）の効果は絶大でした。

「規定」「協定」「覚え書」を獲得すると、広高教組はさらに主任制の実働化を粉碎する「協定書」を校長から獲得する職場闘争を展開します。「協定書」の内容は、

- ① 主任のいない係制の学校組織で運営する。
- ② 校長が任命した主任と無関係の校務分掌に位置づける。
- ③ 校長の意思による任命を阻止する。

という3項目です。この協定書獲得闘争によって、「係制に完全移行」したのが88%、「主任手当処理係の決定を組合分会の指定通りにできた」のが88%、「協定書の獲得は『指示通り』と、『口頭確認』を含めると87%に上りました。ほとんどの県立高校で校長から「協定書」を獲得し、主任制が実働しない「係制」の校務組織となりました。

昭和55年になると、教組は職員会議の権限を強化し、「最高議決機関化」する職場闘争も行います。これによって校長が持つ校務運営に関する権限が奪われました。「職員会議の最高議決機関化」というのは、

- ① 職員会議を「最高意思決定機関」とする。
- ② 全教職員が平等の立場で参加する。

というもの。職員会議を議決機関とするため、職員会議を進行、議事を差配する「議長団」の権限を強化します。

- ① 「議長団」に分会執行部の教員を構成員として1名以上位置づける。
- ② 校務運営規定に「職員会議が最高議決機関」と明文化する。
- ③ 議長団に「会議の招集」、「会議の運営」などの権限を持たせる。
- ④ 管理職を、職員会議の一構成員として位置づけて、議案の採決に参加させる。

こうして職員会議の議長団の権限が強化され、校長は議長団から排除されて校長権限を奪われました。職員会議の一構成員でしかなくなったのです。

新年度、ほとんどの学校ではまず職場会で組合員全員が「主任に任命されても主任手当は組合に拠出する」という「主任手当拠出決意書」に署名・捺印します。主任制が導入される余地がない係制の校務分掌組織を職員会議で決定し、先に述べた「協定書」を校長から獲得し、その上で校務分掌の人配を決めました。校務分掌と分会組織が表裏一体となった学校組織の確立です。こうして主任制は完全に形骸化されるとともに校長が校務運営する権限が奪われました。

校長の意思が全く通らなくなった校内体制

違法ストライキを繰り返し断行し、職場闘争を強化して学校現場に団交を持ち込む組合員らによって校長は孤立させられます。

教組が支持する政党は国会で多数の議席を占めることができません。国会では教組の影響力は発揮できないのです。しかしなぜ教組が校長を追い詰め、これほどまでに力を持ったのでしょうか。それは学校という閉鎖された小さな職場で多数を占める教組組合員らによって、力による支配を行ったからです。目的のためには違法ストを行い、学校現場に団交を持ち込み校長に「確認書」を書かせ、校長権限を奪ったのです。組合分会による学校の人民管理、これを「民主的な職場づくり」という名で闘争を行ったのです。

昭和50年11月から始まった県教委に対する教組の主任制粉碎闘争は、教組が勝利し、主任制度は完全に形骸化されました。学校現場で校長は教育行政・権力の末端に位置すると見る組合分会の教職員らによって敵視され、長期にわたる「職場闘争」によって窮地に追い込まれました。校務を運営しようにも職員会議が最高議決機関とされ、権限を奪われた上、一構成員としか扱われませんでした。昭和54年から以降、18年間、平成10年に文部省からは是正指導を受けるまで校長は権限を奪われ続けます。県内には県立高校が約100校、小中学校が約900校ありますが、多くの学校の校長権限が制限されました。

平成11年2月に県立世羅高校の校長が自殺しましたが、この時も校長が3月1日に行われる卒業式で国旗国歌の掲揚斉唱をしようしましたが、職員会議を開こうにも開けない、同じ状態でした。

解同県連委員長の小森龍邦は主任制闘争を受けた校長・学校をこう評しています。

「校内体制、校内分掌は校長の意思が全く通らないものになってしまった。」(部落解放のめざすもの 小森龍邦著 部落解放新書)

学校は教組による主任制闘争によってまさに「権力と対峙できる学校態勢」が組織され、確立されたのです。

校長を行政権力の末端と敵視し、要求を認めるまで団交を繰り返し行って窮地に追い込むなど学校現場を職場闘争の場としました。職員会議を最高議決機関として校長の校務運営の権限を奪い、校内体制も校務分掌も校長が決定することができなくして組合分会が人民管理する。

昭和56年におこった3人の校長の連続自殺はこのような学校状況の中でおきていたのです。

「広高教組40年誌、たたかう広高教組(どちらも広島県高等学校教職員組合編集・発行)、広教組40年史(広島県教職員組合編集・発行)を参考・引用致しました。」

(→次号へ続く)